

# Q25 通級による指導とは

## 1 通級による指導

通級による指導は、学校教育法施行規則第140条及び第141条に基づき、小・中学校の通常の学級に在籍する軽度の障害がある児童生徒に対して、各教科等の授業は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別の場で行う特別支援教育の一つの形態です。

障害の状態がそれぞれ異なる個々の児童生徒に、個別指導を中心とした特別の指導をきめ細かに、弾力的に提供する教育です。この指導は週に数単位時間程度の指導であり、教科の学習等大半の授業は、通常の学級で行われます。「通級による指導」は、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導が児童生徒のニーズに応じて受けられる上に、通常の学級における授業においてもその指導の効果が発揮されることにつながると期待されています。

### <教育課程上の取り扱い>

- ・特別の教育課程によることができる。
- ・他校で受けた授業でも、自校で行った授業と見なすことができる。
- ・特別の指導を小・中学校の教育課程に加えるか、又は、一部に替えることができる。

### <授業時数>

- ・年間35単位時間～280単位時間までを標準とする（週当たり1～8単位時間相当）。
- ・LD及びADHDの児童生徒は年間10単位時間～280単位時間までを標準とする。

### <指導内容>

- ・障害に応じた特別の指導、すなわち自立活動の指導を行う。（特別支援学校の学習指導要領を参考）
- ・特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を行うことができる。（単なる教科の遅れを補充するための指導ではないことに留意する）

### <学校教育法施行規則 第140条>

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

＜同 第141条＞

前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、該当小学校、中学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

## 2 通級による指導の対象となる障害の種類とその程度

＜言語障害＞

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、そのほかこれに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

＜自閉症＞

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

＜情緒障害＞

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

＜弱視＞

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認知が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

＜難聴＞

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

＜学習障害＞

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

＜注意欠陥多動性障害＞

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

＜肢体不自由＞

肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

＜病弱及び身体虚弱＞

病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

病弱及び身体虚弱、肢体不自由の場合は、他の障害と異なり、必ずしも通級による指導が一般的ではないことから、その必要性について慎重な判断の下に行う必要があると考えられます。

### 3 通級による指導の対象となる各障害の指導内容

#### <言語障害の場合>

個々の言語機能の障害の状態を改善することを目的として行われますが、対象となる児童生徒の有する課題が複雑多岐にわたっているため、個々の児童生徒の障害の状態に即した特別の指導が必要です。児童生徒の言語及びコミュニケーション能力等についての実態を十分把握した上で、指導の方針を決めることが大切です。

指導の内容としては、正しい音の認知や模倣、構音器官の運動の調整、発音・発語の指導など構音の改善にかかわる指導、遊びの指導、劇指導、斉読法などによる話し言葉の流ちょう性を改善する指導、遊びや日常生活の体験と結び付けた言語機能の基礎的事項に関する指導等が挙げられます。また、言語の障害は、児童生徒の対人関係等生活全般に与える影響が大きいことから、話すことの意欲を高める指導、カウンセリング等の指導も必要です。

学校における特別の指導の下に、生活場面で継続的に発音・発語の練習を行う必要があり、家庭との連携を密接に図ることや器質的な障害のある児童生徒については、医療機関等との連携を図ることが大切です。

#### <自閉症の場合>

自閉症の児童生徒は、他人と社会的な関係を形成することに困難を伴い、コミュニケーションの問題や行動上の問題、学習能力のアンバランスも混在し、通常の学級での一斉指導だけでは十分な成果が上げられない場合があります。

円滑なコミュニケーションをとるための知識・技能を主な指導内容とした個別指導が必要になり、さらに、その個別指導の般化場面として小集団指導（グループ指導）を行います。小集団指導（グループ指導）では、個別指導で学んだことを音楽や運動、ゲームや製作活動を通して評価するとともに、学校の決まりや適切な対人関係を維持するための社会的なルールの確認など、社会的適応に関することが主なねらいとなります。

指導に当たっては、視聴覚機器等の教材・教具を有効に活用し、指導の効果を高めるようにします。

#### <情緒障害の場合>

主として心理的な要因による選択性かん黙等のある児童生徒は、心理的要因の関与が大きいとされるため、発症の時期に応じて、中心となる指導内容が異なります。例えば、カウンセリング等の指導を中心とする時期、緊張を和らげるための指導を行う時期、再発を防ぐために未学習の学習を補強する時期と、これらの内容を段階に応じて適切に組み合わせて指導することが重要です。

#### <弱視の場合>

通級による指導の内容は、主として視覚認知、目と手の協応、視覚補助具の活用等の指導が中心となります。さらに、算数・数学の図形に関する指導や社会科の地図指導など、視覚的な情報収集や処理の方法を指導しなければ、効果的に学習活動を行うことができない教科内容については、補充的な指導を行うことも必要です。また、通常の学級における学習や生活を円滑に行うための援助や助言等も大切です。

#### <難聴の場合>

通級による指導の対象となる児童生徒は、聴覚障害の程度が比較的軽度なので、指

導においては、保有する聴力の活用が優先されます。保有する聴力の活用については、まず補聴器を適切に装用する指導が挙げられます。次に、聴覚学習として聴く態度の育成、聞き取りの練習、音声の聴取及び弁別の指導等が必要となります。言語指導に当たっては、日常の話し言葉の指導、語い拡充のための指導、言語概念の形成を図る指導、日記等の書き言葉の指導などが挙げられます。さらに、難聴に対する自分なりの受け止め、周囲の人たちの思いなどについても理解を深めることにより、通常の学級における学習や生活を円滑に行うことができるようにするための援助や助言等が必要です。

#### <学習障害の場合>

##### ○ 聞くことの指導

先生の指示をしっかりと聞いて理解することが苦手な場合には、興味・関心のある題材等を活用して、できるだけ注意を持続させたり、音量に配慮したりして、注意深く話を聞かせる指導等があります。

##### ○ 話すことの指導

自分の話したい内容をしっかりと伝えることが苦手な場合には、あらかじめ、話したいことをメモしておくなどの工夫をして、書かれたものを見ながら自信をもって話させる指導等があります。

##### ○ 読むことの指導

文章を読み上げることや内容を理解することが苦手な場合には、書いてある文字をゆっくり見極めながら音読する指導や、漢字やアルファベットを大きく表すなどして、細かな形の違いを見極めながら読む指導があります。また、読解においては、指示語の理解を図る指導や書かれた事実を正確にとらえさせる指導、図解して主題や要点をとらえさせる指導等があります。

##### ○ 書くことの指導

文字を正確に書き取ることが苦手な場合には、間違えやすい漢字やアルファベットを例示するなどして、本人に意識させながら正確に書く指導や、経験を思い出しながらメモし、それを見ながら文章を書く指導、読み手や目的を明確にして書く指導等があります。

##### ○ 計算することの指導

暗算や筆算をすることや数の概念を理解することが苦手な場合には、身近な事象をもとに、数概念を形成する指導や数概念を確認しながら計算力を高める指導、文章の内容を図示するなどしてその意味を読解しながら文章題を解く指導等があります。

##### ○ 推論することの指導

事実から結果を予測したり、結果から原因を推測することが苦手な場合には、図形を弁別する指導や空間操作能力を育てる指導、算数や数学で使われる用語（左右、幅、奥行き等）を理解させる指導、位置関係を理解させる指導等を通して、推論する力を育てる指導等があります。

※社会的技能や対人関係にかかわる困難を克服するための指導として、ソーシャルスキルやコミュニケーション能力を高める指導があります。その際には、グループ指導を活用することも有効です。

※障害の理解を図り、得意なこと・不得意なことを本人が自覚できるようにする指導も大切です。

#### <注意欠陥多動性障害の場合>

##### ○ 不注意による間違いを少なくする指導

不注意な状態を引き起こす要因を明らかにすることが大切です。その上で、例えば、刺激を調整し、注意力を高める指導、情報を確認しながら理解することを通し

て、自分の行動を振り返る指導等があります。

○ 衝動性や多動性を抑える指導

指示の内容を具体的に理解させたり、手順を確認したりして、集中して作業に取り組むようにする指導、作業や学習等の見通しをもつなどして集中できるようにする指導や身近なルールを継続して守るようにして自己の感情や欲求をコントロールする指導などがあります。

※社会的技能や対人関係にかかわる困難を克服するための指導として、ソーシャルスキルやコミュニケーション能力を高める指導があります。その際には、グループ指導を活用することも有効です。

※障害の理解を図り、得意なことや不得意なことを本人が自覚できるようにする指導も大切です。

<肢体不自由の場合>

肢体不自由の場合、身体の動きの改善・向上を図るための指導が中心となりますが、障害の状態によっては、視覚や聴覚の活用に関することや、各種の機器等を学習に活用できるようにする指導なども考えられます。

<病弱及び身体虚弱の場合>

病弱及び身体虚弱の場合、健康状態の回復・改善や体力の向上を図るための指導が中心となります。